

＜引越運賃料金適用方の変更届出様式例＞
(平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

平成 年 月 日

九州 運輸局長 殿
佐賀 運輸支局長 殿

住 所
事 業 者 名
代 表 者 名 ⑩
電 話 番 号

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称

住 所

代 表 者 名

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業

3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 (変更)適用範囲、料金、消費税、実費負担

運賃及び料金の額・
適用方法 別紙

5. 実施年月日

平成30年6月1日より実施

6. 変更を必要とした理由

標準引越運送約款等の改正により、適用範囲及び料金の範囲等を変更したため。

<運賃料金適用方設定届出の様式例>
 (平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙>

【適用範囲について】

(新)

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

(旧)

この運賃料金は車両を貸切って、引越荷物を運送する場合に適用することとしており、小口の引越荷物を他の荷物と積合せて運送する場合には適用しません。

【料金について】

(新)

(荷役に係る料金)

9-1.荷役作業(積込み、取卸し、搬出及び搬入作業)、荷造り作業、開梱作業に係る費用(運転手作業員料を除く)。は、以下に定める料金を収受します。

(1)荷役作業員料

	上限	下限
作業員1人 時間あたり	円	円

(2)荷造作業員料

	上限	下限
作業員1人 時間あたり	円	円

(3)開梱作業員料

	上限	下限
作業員1人 時間あたり	円	円

(車両留置料)

9-2.実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車両留置料(9運輸局)

車種別 時間	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで
30分まで ごとに	1,120円	1,240円	1,330円	1,420円	1,560円	1,710円	1,950円	2,150円	2,240円

車両留置料(沖縄総合事務局管内)

車種別 時間	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで
30分まで ごとに	890円	960円	1,030円	1,090円	1,210円	1,320円	1,490円	1,670円	1,760円

(旧)

(車両留置料)

9.実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車両留置料(9運輸局)

車種別 時間	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで
30分まで ごとに	1,120円	1,240円	1,330円	1,420円	1,560円	1,710円	1,950円	2,150円	2,240円

車両留置料(沖縄総合事務局管内)

車種別 時間	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで
30分まで ごとに	890円	960円	1,030円	1,090円	1,210円	1,320円	1,490円	1,670円	1,760円

【消費税について】

(新)

(消費税及び地方消費税の加算方法)

10.(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2)前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

(旧)

(消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)

10.(1)運賃及び料金の総額に3%を乗じて計算します。

(2)前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

【実費負担について】

(新)

(実費負担)

12.次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

(1)諸資材料(運搬料を含む)

(2)特殊荷役機械使用料

(3)有料道路利用料

(4)一時保管料

(旧)

(実費負担)

12.次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

(1)荷役作業員料(運転手作業員料を除く)、荷造作業員料、諸資材料(運搬料を含む)

(2)特殊荷役機械使用料

(3)有料道路利用料

(4)一時保管料

<運賃料金適用方設定届出の様式例>
 (平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙>

【適用範囲について】

(新)

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

(旧)

この運賃料金は車両を貸切って、引越荷物を運送する場合に適用することとしており、小口の引越荷物を他の荷物と積合せて運送する場合には適用しません。

【料金について】

(新)

それぞれの赤丸に設定した金額を記入してください。

(荷役に係る料金)

9-1.荷役作業(積込み、取卸し、搬出及び搬入作業)、荷造り作業、開梱作業に係る費用(運転手作業員料を除く)。は、以下に定める料金を収受します。

(1)荷役作業員料

	上限	下限
作業員1人 ○時間あたり	○円	○円

(2)荷造作業員料

	上限	下限
作業員1人 ○時間あたり	○円	○円

(3)開梱作業員料

	上限	下限
作業員1人 ○時間あたり	○円	○円

(車両留置料)

9-2.実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

それぞれの黄色の丸に設定した時間を記入してください。

車両留置料(9運輸局)

車種別 時間	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで
30分まで ごとに	1,120円	1,240円	1,330円	1,420円	1,560円	1,710円	1,950円	2,150円	2,240円

車両留置料(沖縄総合事務局管内)

車種別 時間	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで
30分まで ごとに	890円	960円	1,030円	1,090円	1,210円	1,320円	1,490円	1,670円	1,760円

(旧)

(車両留置料)

9.実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車両留置料(9運輸局)

車種別 時間	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで
30分まで ごとに	1,120円	1,240円	1,330円	1,420円	1,560円	1,710円	1,950円	2,150円	2,240円

車両留置料(沖縄総合事務局管内)

車種別 時間	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで
30分まで ごとに	890円	960円	1,030円	1,090円	1,210円	1,320円	1,490円	1,670円	1,760円

【消費税について】

(新)

(消費税及び地方消費税の加算方法)

10.(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2)前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

(旧)

(消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)

10.(1)運賃及び料金の総額に3%を乗じて計算します。

(2)前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

【実費負担について】

(新)

(実費負担)

12.次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

(1)諸資材料(運搬料を含む)

(2)特殊荷役機械使用料

(3)有料道路利用料

(4)一時保管料

(旧)

(実費負担)

12.次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

(1)荷役作業員料(運転手作業員料を除く)、荷造作業員料、諸資材料(運搬料を含む)

(2)特殊荷役機械使用料

(3)有料道路利用料

(4)一時保管料